

国海安第33号
令和7年5月30日

別紙 関係団体担当理事等 殿

国土交通省海事局安全政策課長
(公 印 省 略)

船舶安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示の
公布について（通知）

船舶安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示が令和7年5月30日に公布されましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

(送付先関係団体)

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 共有船舶建造支援部	部長	井上 清登
一般財団法人 日本海事協会	会長	菅 勇人
一般社団法人 日本船主協会	理事長	篠原 康弘
一般社団法人 日本造船工業会	専務理事	瀬部 充一
一般社団法人 日本中小型造船工業会	専務理事	岩本 泉
日本小型船舶検査機構	理事長	高野 裕文
一般社団法人 日本船舶品質管理協会	専務理事	濱田 哲
日本内航海運組合総連合会	理事長	河村 俊信
一般社団法人 日本船用機関整備協会	専務理事	田中 独歩
一般社団法人 日本船用工業会	専務理事	澤山 健一
一般社団法人 大日本水産会	専務理事	高瀬 美和子
一般社団法人 日本外航客船協会	常務理事	伊藤 正幸
一般社団法人 日本旅客船協会	会長	加藤 琢二
一般社団法人 日本長距離フェリー協会	常務理事	畠山 博文
一般社団法人 全国船舶無線協会水洋会部会	事務局長	田北 順二
一般社団法人 日本船舶電装協会	専務理事	渡田 滋彦
一般財団法人 日本舶用品検定協会	常務理事	小濱 照彦
全日本海員組合	組合長	松浦 満晴
一般社団法人 日本海事代理士会	会長	松井 直也
一般財団法人 日本船舶技術研究協会	専務理事	加藤 光一
一般社団法人 日本作業船協会	会長	千葉 光太郎
公益社団法人 日本海難防止協会	会長	池田 潤一郎
一般社団法人 海洋水産システム協会	会長	森 高志
日本港湾タグ事業協会	会長	阿部 昭一
Lloyd's Register Group Limited	船級日本地域代 表者	濱中 誠司
DNV AS	Country Manager, Japan	Stian Erik Sollid
American Bureau of Shipping	Area Operation Manager, Japan	増永 幸大郎
ビューローベリタスジャパン株式会社	船級部門長	杉原 義之
海上保安庁装備技術部船舶課	課長	高橋 治

○国土交通省告示第四百二十三号

船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第四条の二第三号の規定に基づき、船舶安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示を次のように定め、令和七年六月一日から適用する。

令和七年五月三十日

国土交通大臣 中野 洋昌

船舶安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示

船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第四条の二第三号の告示で定める船舶は、次に掲げるものとする。

一 沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル未満の船舶（次に掲げるものを除く。）

イ 旅客船

ロ 旅客定員を有する船舶であつて、海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二十三条の二に規定する旅客運送船舶運航事業の用に供するもの（イに掲げるものを除く。）

二 沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル以上の沿岸小型船舶（小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）第二条第三項の沿岸小型船舶をいう。）（前号イ及びロに掲げるものを除く。）

三 沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル以上の二時間限定沿海船（船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第二条第三項の二時間限定沿海船をいう。）（第一号イ及びロに掲げるものを除く。）

四 平水区域を航行区域とする船舶（湖川港内の水域のみを航行する船舶並びに第一号イ及びロに掲げるものを除く。）

五 湖川港内の水域のみを航行する船舶（琵琶湖を航行する船舶（第一号イ及びロに掲げるものを除く。）を除く。）

六 前各号に掲げる船舶以外の小型兼用船（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第五項に規定する小型兼用船をいう。第一号イ及びロに掲げるものを除く。）であつて、次に掲げる要件に該当するもの

イ 専ら漁ろうに従事する場合にあつては、漁ろうに従事する水域が、専ら本邦の海岸から百海里以内の水域であること。

ロ イに掲げる場合以外の場合にあつては、その航行する水域が、次に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ専ら次に定める水域であること。

- (1) 長さ十二メートル未満の船舶 沿海区域
- (2) 長さ十二メートル以上の船舶 平水区域、沿海区域のうち本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から五海里以内の水域又は沿海区域のうち平水区域から当該船舶の最強速度で二時間以内に往復できる区域

船舶安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示を 制定する告示について

1. 背景

船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）第 4 条の 2 において無線電信等の設置の適用除外となる対象船舶を定めている。平水区域及び沿海区域等を航行する船舶の航海の態様に鑑み、船舶安全法施行規則を別途改正し、当該対象船舶の範囲を合理化することを予定しているところ、あわせて、船舶安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示を制定し、当該対象船舶の範囲の詳細について定める必要がある。

2. 概要

- 沿岸海域を航行する船舶の航海の態様に鑑み、無線電信等の設置の適用除外となる対象船舶の詳細については、以下のとおりとする。
- (1) 沿海区域を航行区域とする長さ 12 メートル未満の船舶（①及び②に掲げるものを除く。）
 - ① 旅客船
 - ② 旅客定員を有する船舶であって、海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 23 条の 2 に規定する旅客運送船舶運航事業の用に供するもの（①に掲げるものを除く。）
 - (2) 沿海区域を航行区域とする長さ 12 メートル以上の沿岸小型船舶（小型船舶安全規則（昭和 49 年運輸省令第 36 号）第 2 条第 3 項の沿岸小型船舶をいう。）（（1）①及び②に掲げるものを除く。）
 - (3) 沿海区域を航行区域とする長さ 12 メートル以上の二時間限定沿海船（船舶設備規程（昭和 9 年逓信省令第 6 号）第 2 条第 3 項の二時間限定沿海船をいう。）（（1）①及び②に掲げるものを除く。）
 - (4) 平水区域を航行区域とする船舶（湖川港内の水域のみを航行する船舶並びに（1）①及び②に掲げるものを除く。）
 - (5) 湖川港内の水域（琵琶湖を航行する船舶（（1）①及び②に掲げるものに限る。）を除く。）のみを航行する船舶
 - (6) （1）から（5）に掲げる船舶以外の小型兼用船（船舶安全法施行規則第 1 条第 5 項に規定する小型兼用船をいう。（1）①及び②に掲げるものを除く。）であって、次に掲げる要件に該当するもの
 - ① 専ら漁ろうに従事する場合にあつては、漁ろうに従事する水域が、専ら本邦の海岸から 100 海里以内の水域であること。
 - ② ①に掲げる場合以外の場合にあつては、その航行する水域が、次に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ専ら次に定める水域であること。
 - (i) 長さ 12 メートル未満の船舶 沿海区域
 - (ii) 長さ 12 メートル以上の船舶 平水区域、沿海区域のうち本州、北

海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から5海里以内の水域又は沿海区域のうち平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域

3. 今後のスケジュール

公 布：5月30日（金）

施 行：6月 1日（日）